

四日市市選管告示第 6 5 号

公職選挙法第 1 7 条第 2 項の規定による投票区の一部を改正する選管告示を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日

四日市市選挙管理委員会
委員長 渡邊 八尋

公職選挙法第 1 7 条第 2 項の規定による投票区（昭和 5 2 年四日市市選管告示第 1 3 号）の一部を次のとおり改正する。

改正後 (投票区一覧表)		改正前 (投票区一覧表)	
投票区	区域	投票区	区域
(略)		(略)	
高花平投票区	小林町、高花平一丁目、高花平二丁目、高花平三丁目、高花平四丁目、高花平五丁目、八王子町の一部、波木町の一部、 <u>山田町の一部</u>	高花平投票区	小林町、高花平一丁目、高花平二丁目、高花平三丁目、高花平四丁目、高花平五丁目、八王子町の一部、波木町の一部
(略)		(略)	
小山田投票区	<u>山田町の一部</u> 、西山町、小山町、内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、和無田町	小山田投票区	山田町、西山町、小山町、内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、和無田町

附 則

この投票区の一部変更は、告示の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局)